

幼稚園、小中学校における教育活動(5月7日以降の対応)について

5月6日(水)まで臨時休業としている幼稚園、小中学校について、5月7日(木)以降の対応は以下のとおりとします。

- ・当面の対応として、幼稚園、小中学校の臨時休業を5月10日(日)まで延長します。
- ・国の緊急事態宣言や東京都の対応が示された段階で、改めて5月11日(月)以降の対応を決定します。

(今後の対応)

今後、5月7日以降の幼稚園、小中学校の再開の有無については、国の緊急事態宣言の対応や東京都の外出自粛要請など、国や都の動向を踏まえた上で、教育委員会で判断します。

ただし、国は、現在の期限の5月6日の直前まで待ち専門家会議の意見を踏まえて慎重に判断すると報道されており、それを待って区の対応を決定することになると、幼稚園、小中学校の再開の有無について直前まで不明となり、保護者の不安が募ることや、仮に休業を延期する場合の保護者の仕事の調整等が進まなくなるなどの影響が考えられることから、当面の対応として、5月10日(日)まで臨時休業を継続することとします。国や都の判断が示された場合は、それを踏まえて、改めて幼稚園、小中学校の再開について方針を決定します。

なお、学校を再開する場合と臨時休業を継続する場合の対応は、下記の通りとします。

記

1 学校を再開する場合の対応

- (1) 5月11日(月)から幼稚園、小中学校を段階的に再開します。
- (2) 幼稚園は5月11日(月)に始業式(在園児のみ)、5月12日(火)に入園式(新入園児のみ)を行います。それ以降、22日(金)まで時間を短縮して教育活動を行います。
- (3) 小学校は、5月11日(月)から学校を再開し、22日(金)まで分散登校を実施します。分散登校では、児童が3日に1回程度、登校します。
- (4) 中学校は、5月11日(月)に入学式(新入生のみ)を行います。それ以降、22日(金)まで分散登校を実施します。分散登校では、生徒が2日に1回程度、登校します。
- (5) 小中学校では、児童・生徒の学びを保障するため、臨時休業中に未実施となった授業日数等を考慮し、年間指導計画を見直します。
- (6) 給食指導は、学校再開を決定した日から速やかに学校給食の関連事業者等と協議を行い、できる限り早期に再開します。

2 臨時休業を継続する場合の対応

- (1) 幼稚園、小中学校の臨時休業については、国の緊急事態宣言や都の対応を踏まえて決定します。
- (2) 小中学校は、臨時休業中から引き続き、ホームページで課題を提示したり、学校で児童・生徒に課題を配布したりするなどの対応により、児童・生徒の学習の機会を確保します。
- (3) 郵送やメール、学校に持参等の方法で、児童・生徒が課題を提出する機会を設けます。また、提出された課題は、教員が評価した後に、児童・生徒に郵送やメール等で返却する等の取組を行います。
- (4) 臨時休業中の登校日は、設定しません。

3 その他

- (1) 学童クラブ事業は、引き続き全学年の保護者に対し、原則利用自粛を要請した上で、5月1日（金）以降の継続利用の届出を受けた子どもを受け入れます。また、学校休業中は引き続き午前8時から開室します。
- (2) 緊急児童居場所づくり事業は、5月8日（金）まで実施することとし、保護者の就労により子どものみの留守番が困難で、他に居場所の確保が困難な場合に限り、その旨の届出を受けた子どもを受け入れます。なお、学校の臨時休業を延長した場合は、延長が終了するまでの間、事業を継続します。

※今後の国の緊急事態宣言や東京都の対応を踏まえ、内容は変更する場合があります。